

Japan Amusement Expo 2023 Exhibition application

ジャパン アミューズメント エキスポ 2023

出展
申込書

JAPEPO

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会 殿 裏面の出展規約を了承し、下記のとおり申込みます。 2022年 ____ 月 ____ 日 非会員企業が出展申込をされる場合は、①会社案内パンフレット、②出展予定製品のカタログ(または取扱製品カタログ)を添付してください。				出展ご担当者	氏名	所属・役職
ふりがな					所在地 〒	
会社名 <small>※印刷物、HP等に使用 しますので正確に ご記入ください。</small>	和文				TEL	FAX
URL					E-mailアドレス(必ずご記入ください。) ※-(ハイフン)や_(アンダーバー)がはっきり判るよう お書きください。 @	
申込小間数	区分	小間数	出展料合計	備考		
	<input type="checkbox"/> 一般料金 484,000円(税込)	小間	円			
	<input type="checkbox"/> 会員料金 330,000円(税込)	小間	円			
出展希望ゾーン (○で囲んでください) <small>※原則として申込後の 変更はできません。</small>	1.アーケードゾーン	2.プライズゾーン	3.ファミリーゾーン	出展品の形状によって小間の形状に制限がある場合などはその旨をご記入ください。但し、会場全体の 導線の安全性を優先しますので、必ずしもご希望に添えるとは限りません。なお、小間位置決定後の 小間数や形状の変更は原則として認められません。		
	4.関連ゾーン	5.出版ゾーン				

申込締切日

非会員

2022年9月20日(火)

会員

2022年9月30日(金)

申込書
送付先

一般社団法人 日本アミューズメント産業協会(JAIA)

〒102-0074 東京都千代田区九段南3-8-11 飛栄九段ビル8F

TEL 03-3556-5522 FAX 03-3556-5524 E-mail info@jaepo.jp

入金締切日

2022年10月31日(月)

出展料
払込先

三菱UFJ銀行 市ヶ谷支店(店番号014)

普通預金 □座番号 0127504

□座名 ジャパンアミューズメントエキスポ協議会事務局

代表 柴田 健

略称でも振込可能 JAPEPO事務局 ※振込手数料は出展申込社
にてご負担ください。

【個人情報の取扱いについて】

ご記入いただいた出展社情報、個人情報は、出展に関する諸手続きおよび各種案内のために使用します。当該者の了承がない限り第三者に開示することはありません。ただし、出展に関する確認・連絡および諸手続きのために当協会事務局と機密保持契約を締結した業務委託先に預託することがありますので、予めご了承ください。

ジャパン アミューズメント エキスポ 2023

出展規約

[1. 規約の履行]

出展社は以下に述べる各規約および、主催者から提示された「出展のご案内」および出展申込企業を対象に行なう「出展社説明会」にて配付する「出展マニュアル」の各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出展社から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社および関係者の損害も補償いたしません。

[2. 出展要件]

2-1. 出展社は、主催者の定める展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する会社に限定され、主催者は、出展製品サービス等が、展示会趣旨に適するかどうかを判断する権利を有します。
2-2. 会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(即売行為) を目的とした出展は、出版物など主催者が認めた一部のものを除き、お断りします。

[3. 出展申込及び出展料の支払]

3-1. 出展申込は、出展に必要な手続きを経て、出展料を主催者が入金確認できた時点をもって正式なものとなります。
3-2. 出展料は主催者が定める期日までにお振込みください。お振込みがない場合、主催者は申込を取り消す権利を持ちます。
3-3. 出展申込を正式に受領した後でも、出展社が「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。

[4. 出展小間位置の決定]

4-1. 出展社の小間位置は主催者が決定いたします。出展社は、その結果に従うものとなります。
4-2. 出展申込キャンセルなどがあった場合、主催者は小間位置決定会で発表した小間配置の全体レイアウトを変更する権利を持ちます。

[5. 出展に関する規約]

5-1. 装飾・出品などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展マニュアル」に規定され、出展社はこれを遵守しなければなりません。
5-2. 出展社は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行なうことはできません。
5-3. 出展社による、強い光、熱、臭気、または大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為、また、近隣の展示を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展社はそれに従うものとします。
5-4. 出展社は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
5-5. 主催者は、本展に関わる入場券、案内チラシ、バイヤーズ・ガイド等の制作物に関して不備があった場合、公式ウェブサイトにて訂正させていただくものとし、当該印刷物等の再発行は行なわないものとします。

[6. 損害責任]

6-1. 主催者はいかなる理由においても、出展社およびその従業員・関係者等が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展社およびその従業員・関係者等の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
6-2. 小間内の出品品の保護については、出展社各自で行なうものとします。また、天災その他の不可抗力により発生した事故(盗難、紛失、火災、損傷等)については、主催者は賠償の責を負いません。出品品の輸送及び展示中の保護については、必要に応じて保険をかけるなど適切な対策を取ってください。
6-3. 出展社はその従業員・関係者・代理店等の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとなります。
6-4. 主催者は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。
6-5. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展社および関係者の損害は補償しません。

以上